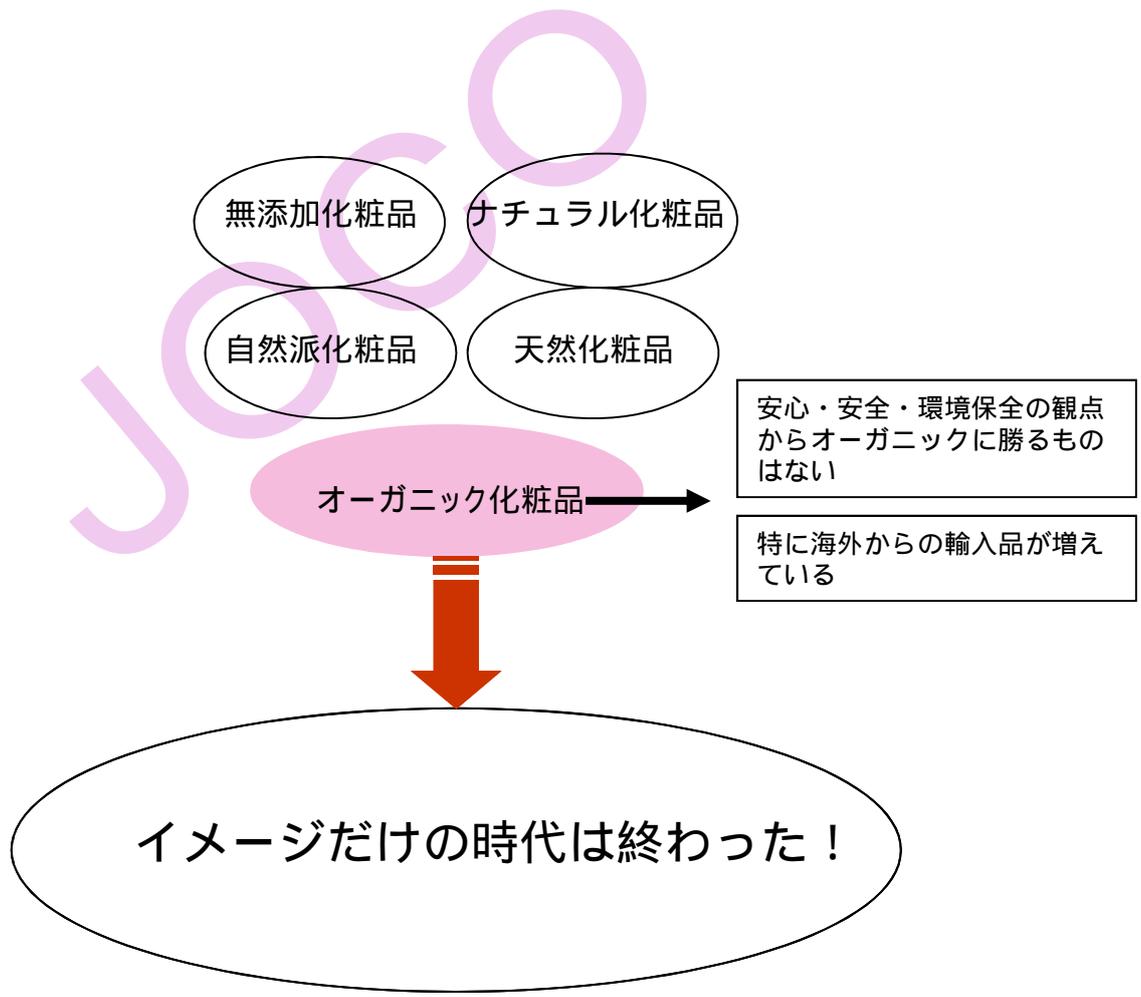


安心安全な暮らし・環境保全

衣・食・住、全般において安心・安全な商品が求められ、農薬や有害化学物質（内分泌攪乱物質含む）、添加剤等を出来るだけ使用しない製品作りが急激に増えている。肌に直接つける化粧品も食品と同じくらい敏感でありたい。



農産物(農林物資)を原材料とするコスメティックにも有機JASの考え方が重要である

健康であるためには、毎日のくらしの中で体にどんな物を取り込んでいるかがとても重要です。私たちは、食べ物だけでなく、肌につけるものからも色々な物質を吸収しています。

化粧品・アロマの安心安全について

スキンケアのための洗顔フォーム、化粧水、美容液、クリーム。ヘアケアにはシャンプー、リンス、コンディショナー。お出かけ前にはファンデーション、マスカラなどのメイクアップ、整髪料や香水。その他にも歯磨き粉、入浴剤、ハンドクリームなど、私たちは、毎日たくさんの製品を直接肌につけて暮らしています。その中には健康に有害な合成化学物質からつくられたものもたくさんあり、皮膚を通して私たちの体に吸収されています。これらのキケンを避けるために、まずは私たちの体を守っている皮膚の構造と経皮吸収について、それから化粧品のキケンな成分や表示について見ていきましょう。

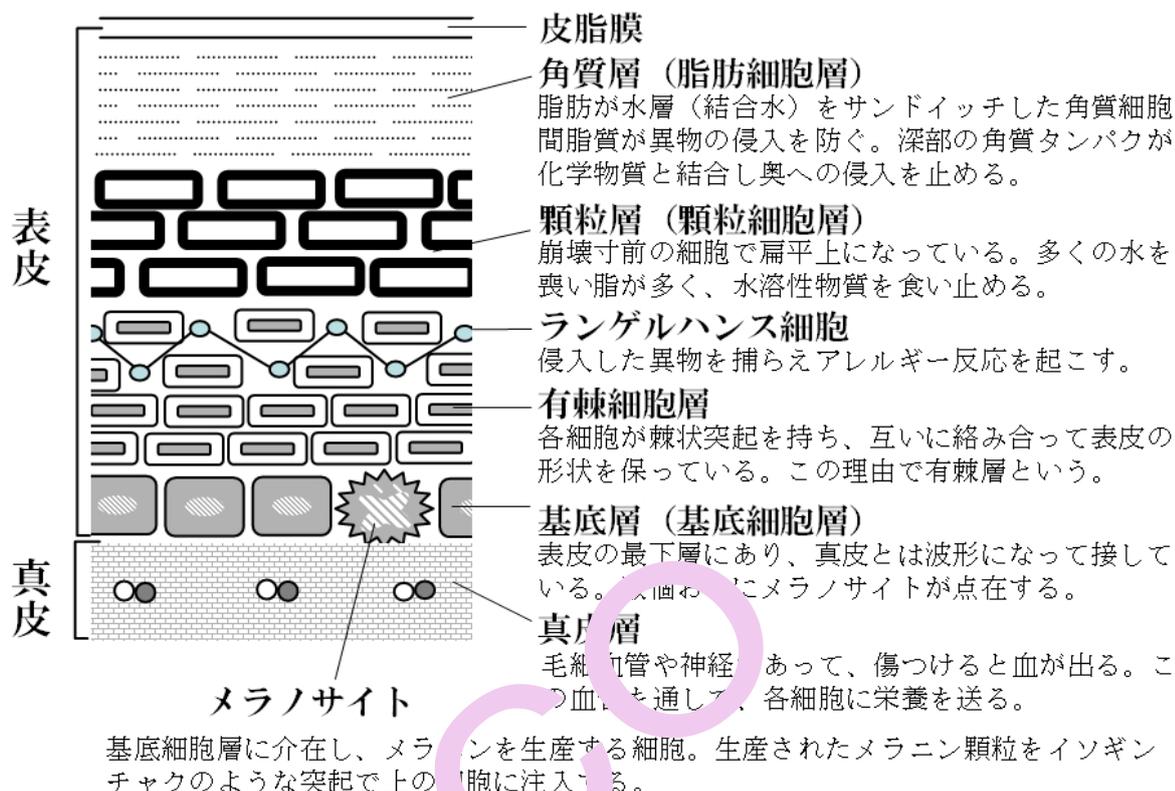
皮膚の構造と経皮吸収について

皮膚とは、人間の体の一番外側の部分で、体の表面を覆う**表皮**と、そのすぐ下にある**真皮**、さらにその下にある**皮下組織**の3層に分かれている。さらに、表皮は外側から「角質層」「顆粒層」「有棘細胞層」「基底細胞層」に分かれていて、体内の水分の蒸発を防ぐと同時に外敵や異物の侵入を防いでいる。表皮には血管がなく、皮膚の表面を浅く傷つけても血が出ないのはそのためである。基本的には、この角質層によって有害化学物質は遮断されるのだが、脂溶性のある経皮毒性化学物質はこのバリアをくぐり抜け、内側の真皮の毛細血管に侵入した物質は、血流に乗って全身に運ばれることになる。また皮下組織は脂肪を多く含んでいるので、この脂肪に経皮毒性のある有害化学物質がたまっていくことになる。

経皮吸収がさまざまなものを体内に取り込むメカニズムが解るにつれ、肌に直接つける化粧品の成分について関心が高まり、安心・安全な化粧品を求める声が増えてきた。特に、環境ホルモン（内分泌攪乱物質）等の有害化学物質は脂溶性が高く、皮膚のバリアを潜り抜けて脂肪を多く含む皮下組織へ吸収されることから、有害化学物質を含まない「オーガニック・コスメティック」に注目が集まっている。

参考文献：化粧品毒性判定辞典

皮膚の構造



これだけ防御していれば完璧のように思えるが、実際には微量物質はブロックのすき間をくぐり抜けて体内に入ることができる。シップ剤やパッチ式の咳止めあるいは心臓病の治療に用いられるニトログリセリンが急速に利くのはそのためである。ニトログリセリンのパッチを皮膚に貼ると、分子の小さいニトログリセリンは表皮をくぐり抜けて容易に体内に吸収され、血流に乗って全身に行き渡る。

同様に、化粧品の原料も分子量が小さいものは角質のブロックをくぐり抜けて体内に吸収されることになる。有害で分子量の小さい物質が製品に含まれていれば、それは体内に侵入して蓄積され、健康被害を引き起こすおそれがあるのである。

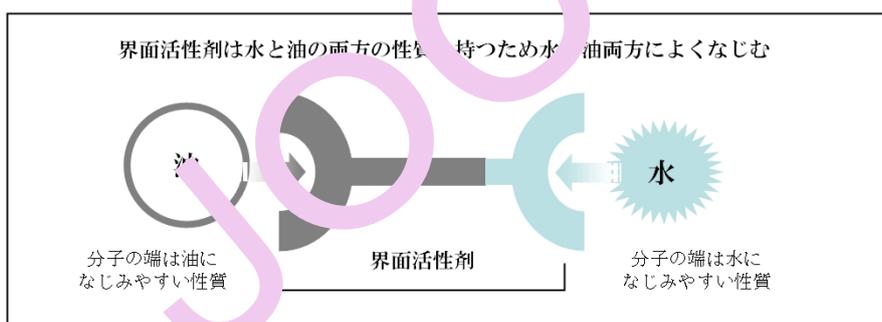
合成界面活性剤について

化粧品に使われている成分は何千種類もあり、防腐剤、紫外線吸収剤及びタール色素をコアに、化学物質の固まり塊のようなもので、表示を見ただけですべて判断するのは困難であるが、数ある成分の中でも特に注意したいもののひとつが合成界面活性剤である。

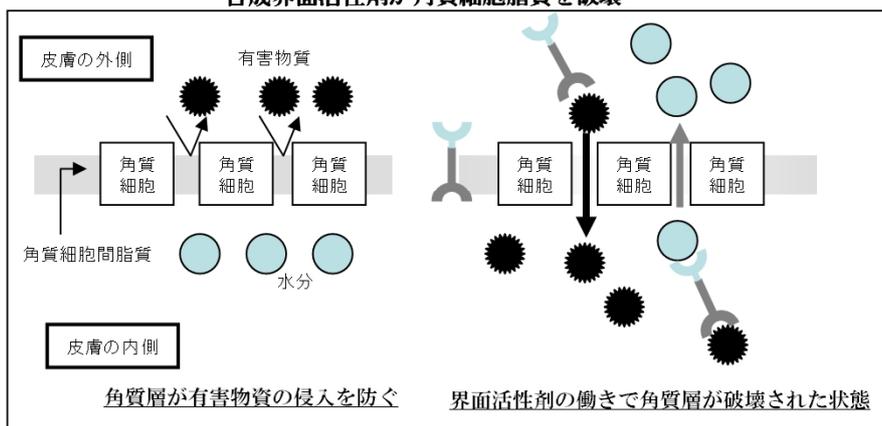
界面活性剤とは水と油の両方の性質を持つために水と油をなじませる働きを持った物質のことで、水分と油分を混ぜてクリームを作ったり、汚れを洗い落とす洗顔フォームやシャンプーを作るために使われている。表示には乳化剤と書かれる。マヨネーズもお酢+油+界面活性剤の働きをする卵黄で作られている。他にはバター、マーガリン、牛乳などの食品にも、界面活性剤は使われている。自然界に存在する界面活性剤は優れた性質を持ち有用で安全性が高いものだが、石油由来の合成界面活性剤は有害である。

合成界面活性剤は、中性洗剤に含まれる合成界面活性剤が生活排水と一緒に排出され東京の多摩川を汚染したことで知られるように、自然の環境下でなかなか分解されず、長時間皮膚に残留し、角質細胞間脂質を壊して皮膚のバリアに穴を開ける。

図：合成界面活性剤の働き



合成界面活性剤が角質細胞脂質を破壊



天然物由来の石けんやレシチンなども界面活性剤の一種だが、皮膚に残留しても速やかに分解されるので、合成界面活性剤とは違って角質層にダメージを与えることはない。

合成界面活性剤は、皮膚の角質を積極的に壊す目的で化粧品に配合されることもある。美白成分など、肌に入りにくい成分と一緒に配合して皮膚のバリアを壊し、成分が目的の組織（例えば、美白成分であればメラノサイト）に届くようにしている。それによって、防腐剤など化粧品に含まれる他の好ましくない物質も体内に侵入してしまうことになる。また、水分の蒸発を防げなくなった皮膚は乾燥が進んでしまうこともある。

表 合成界面活性剤一覧（特に避けたいもの）

合成界面活性剤	用途
(C10-C12)バレス～	洗浄剤
(C30-38)コポリマー	乳化剤
PCAイソステアリンさんPEG-30 水添ヒマシ油	乳化剤
PCAオレイン酸グリセリル	乳化剤
PEG～	乳化剤
PPG～	乳化剤
アルキル～	結合剤
イソステアラミド	乳化剤
イソステアリルグリセリル	乳化剤
イソステアリン酸PEG-4	洗浄剤
エルカ酸グリセリル	乳化剤
塩化メチルロザニン	陽イオン界面活性剤
オキシエチレンベヘニルアル コール	乳化剤
オクチルドデセス～	乳化剤
オクトキシノール～	洗浄剤
オレイル硫酸TEA	洗浄剤
オレス～	洗浄剤
カチオン化～	陽イオン界面活性剤
カルニチン	洗浄剤
牛脂肪酸グリセリル	乳化剤
カンタリスチンキ	乳化剤
クオタニウム～	増粘剤・陽イオン界面活性剤
グリセリルウンデシルジメチ コン	乳化剤
コカミド	気泡剤
ココイル加水分解～	洗浄剤
ココジモニウムヒドロキシプロ ピル加水分解コラーゲン	陽イオン界面活性剤
ココベタイン	洗浄剤
コハク酸PEG-50水添ヒマシ油	乳化剤
酢酸PEG-6ジメチコン	乳化剤
酢酸グリセリル	乳化剤
酢酸モノステアリン酸グリセリ ル	乳化剤
ジイソステアリン酸PEG～	洗浄剤

表 合成界面活性剤一覧（特に避けたいもの）

ジオレイン酸PEG～	乳化剤
ジ酢酸ステアリンさんグリセリル	乳化剤
ジステアリン酸PEG～	乳化剤
ジヒドロキシエチルラウラミンオキシド	洗浄剤
脂肪酸グリコール	乳化剤
ジメチコンポリオールメチル	洗浄剤
ジラウリン酸PEG～	洗浄剤
水酸化レシチン	乳化剤
水添ココグリセリル	乳化剤
水添レシチン	乳化剤
ステアラミド	合成界面活性剤
ステアリルベタイン	洗浄剤
ステアリン酸PEG～	乳化剤
ステアリン酸TEA	洗浄剤
ステアリン酸グリコール（SE）	乳化剤
ステアリン酸グリセリル（SE）	乳化剤
セチル硫酸Na	洗浄剤
セチルピリジニウムクロリド	陽イオン界面活性剤
ツバキ油脂肪酸PEG～	乳化剤
トコフェリルリン酸Na	乳化剤
ドデシルベンゼルスルホン酸	洗浄剤
トリスステアリン酸PEG～	乳化剤
トリスステアリン酸PEG～	乳化剤
乳酸脂肪酸グリセリル	乳化剤
ヒドロキシステアリン酸グリセリル	乳化剤
フタル酸ステアリルアミドNa	乳化剤
ヘキサエルカ酸スクロース	乳化剤
ヘキシルデシルリン酸アルギニン	洗浄剤
ペンタオレイン酸ポリグリセリル～	洗浄剤
ポリオキシプロピレンソルビット	保湿剤
ポリクオタニウム～	陽イオン界面活性剤
ポリソルベート～	乳化剤
ポロキサマー～	洗浄剤

表 合成界面活性剤一覧（特に避けたいもの）

ミリスタミドDEA	気泡剤
ミリスチルグルコシド	洗浄剤
ヤシ脂肪酸TEA	洗浄剤
ヤシ脂肪酸ソルビタン	乳化剤
ヤシ脂肪酸リシン	洗浄剤
ラウミドDEA	洗浄剤
ラウリルDEA	Ph調整剤
ラウリルグルコシド	洗浄剤
ラウリルヒドロキシ酢酸アミド 硫酸Na	洗浄剤
ラウリル硫酸K	洗浄剤
ラウリルリン酸	乳化剤
ラウレス～	洗浄剤
ラノリン脂肪酸PEG～	乳化剤
ラルリン酸タウリンNa	洗浄剤
リシノレアミドMEAスルホコ ハク酸2Na	洗浄剤
リシノレイン酸グリセリル	乳化剤
硫酸化ヒマシ油	洗浄剤
リン酸トコフェノール2Na	酸化防止剤
リン酸ミリスチル	乳化剤
ロジン加水分解コラーゲン	保湿剤

薬事法に基づく化粧品の定義と成分表示について

化粧品の定義

薬事法第2条第3項

「この法律で「化粧品」とは、人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。」

化粧品の成分と表示の見方

2001年の薬事法改正前は102種類の化粧品をアレルギーを引き起こす可能性のあるものとして表示を義務付けていた。これを「指定成分」という。旧表示指定成分ともいう。（*次ページ参照）

無添加化粧品・・・「指定成分」を含まない化粧品のことを「無添加化粧品」と呼ぶことが多い。2001年4月の薬事法改正により、**化粧品の全成分表示が義務付けられた。**

薬用化粧品は薬事法で言う『医薬部外品』に入るため全成分の表示がない。医薬部外品は化粧品と医薬品の中間に位置するもので、人体に一定の効果があるが、その効果が医薬品よりも穏やかなものを言う。医薬部外品は全成分表示をしなくても良いことになっているので、成分を気にする場合は医薬部外品ではなく化粧品を選んで買うようにする必要がある。（薬法第2条第3項）

化粧品のパッケージには、その製品に使用された全ての原料が、多い順に表示されている。化粧品メーカーが意図的に加えたものではない成分、例えば原料メーカーが植物エキスの抽出に使った溶媒なども表示しなければいけないことになっている。

生活の中で皮膚（肌、口内）につける製品。

スキンケア 洗顔フォーム、化粧水、美容液、クリーム。

ヘアケア シャンプー、リンス、コンディショナー、整髪料。

化粧 ファンデーション、マスカラ、口紅、香水。

生活 歯磨き粉、入浴剤、ハンドクリームなど。

（スキンケア・ベースメイク・ポイントメイク・ヘアケア・ボディケア・フレグランス・メンズコスメティックスなど全て化粧品＝コスメティック）

1. 安息香酸及びその塩類
2. イクタモール
3. イソプロピルメチルフェノール
4. ウンデシレン酸及びその塩類
5. ウンデシレン酸モノエタノールアミド
6. エデト酸及びその塩類
7. 塩化アルキルトリメチルアンモニウム
8. 塩化ジステアリルジメチルアンモニウム
9. 塩化ステアリルジメチルベンジルアンモニウム
10. 塩化ステアリルトリメチルアンモニウム
11. 塩化セチルトリメチルアンモニウム
12. 塩化セチルピリジニウム
13. 塩化ベンザルコニウム
14. 塩化ベンザトニウム
15. 塩化ラウリルトリメチルアンモニウム
16. 塩化リゾチーム
17. 塩酸アルキルジアミノエチルグリシン
18. 塩酸クロルヘキシジン
19. 塩酸ジフェンヒドラミン
20. オキシベンゾン
21. オルトフェニルフェノール
22. カテコール
23. カンタリスチンキ
24. グアiazレン
25. グアiazレンスルホン酸ナトリウム
26. グルコン酸クロルヘキシジン
27. クレゾール
28. クロラミンT
29. クロルキシレノール
30. クロルクレゾール
31. クロルフェネシン
32. クロロブタノール
33. 5-クロロ-2-メチル-4-イソチアゾリン-3-オン
34. 酢酸dl- -トコフェロール
35. 酢酸ポリオキシエチレンラノリンアルコール
36. 酢酸ラノリン
37. 酢酸ラノリンアルコール
38. サリチル酸及びその塩類
39. サリチル酸フェニル
40. ジイソプロパノールアミン
41. ジエタノールアミン
42. シノキサート
43. ジブチルヒドロキシルエン
44. 1,3-ジメチロール-5,5-ジメチルヒダントイン (別名DMDMヒダントイン)
45. 臭化アルキルイソキノリニウム
46. 臭化セチルトリメチルアンモニウム
47. 臭化ドミフェン
48. ショウキョウチンキ
49. ステアリルアルコール
50. セタノール
51. セチル硫酸ナトリウム
52. セトステアリルアルコール
53. セラック
54. ソルビン酸及びその塩類
55. チモール
56. 直鎖型アルキルベンゼンスルホン酸ナ
57. チラム
58. デヒドロ酢酸及びその塩類
59. 天然ゴムラテックスナトリウム
60. トウガラシチンキ
61. dl- -トコフェロール
62. トラガント
63. トリイソプロパノールアミン
64. トリエタノールアミン
65. トリクロサン
66. トリクロロカルバニリド
67. ニコチン酸ベンジル
68. ノニル酸バニリルアミド
69. パラアミノ安息香酸エステル
70. パラオキシ安息香酸エステル
71. パラクロールフェノール
72. パラフェノールスルホン酸亜鉛
73. ハロカルバン
74. 2-(2-ヒドロキシ-5-メチルフェニル)ベンゾトリアゾール
75. ビロガロール
76. フェノール
77. ブチルヒドロキシアニソール
78. プロピレングリコール
79. ヘキサクロロフェン
80. ベンジルアルコール
81. 没食子酸プロピル
82. ポリエチレングリコール (平均分子量が600以下のもの)
83. ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸塩類
84. ポリオキシエチレンラノリン
85. ポリオキシエチレンラノリンアルコール
86. ホルモン
87. ミリスチン酸イソプロピル
88. 2-メチル-4-イソチアゾリン-3-オン
89. N,N'- -メチルレンビス(別名イミダゾリジニルウレア)
90. ラウリル硫酸塩類
91. ラウロイルサルコシンナトリウム
92. ラノリン
93. 液状ラノリン
94. 還元ラノリン
95. 硬質ラノリン
96. ラノリンアルコール
97. 水素添加ラノリンアルコール
98. ラノリン脂肪酸イソプロピル
99. ラノリン脂肪酸ポリエチレングリコール
100. レゾルシン
101. ロジン
102. タール色素

化粧品の成分チェックポイント

- 1 成分名称及び配合量を確認しているか
- 2 原料は感染等のおそれがある物を含む等、その使用によって保健衛生上の危害を生じるおそれのある物を配合していないか。
- 3 医薬品の成分ではないか。
化粧品基準の別表第2、第3及び第4に掲げるもの
旧種別許可基準内の成分・分量のもの
平成13年3月31日までに化粧品としての承認を受けた成分・分量のもの（医薬品として効能効果を発揮する可能性がある成分の場合は、上記のような化粧品に許可された前例がある成分でなければ使用しない。）
- 4 生物由来原料基準（平成15年厚生労働省告示第210号）に適合しているか。
- 5 化粧品基準別表第1に掲げる成分（配合禁止成分）ではないか。
- 6 化粧品基準別表第2に掲げる成分（配合制限成分）の場合、その配合量は、別表第2に掲げる範囲内か。
- 7 防腐剤は、化粧品基準別表第3に掲げるものか。
- 8 紫外線吸収剤は、化粧品基準別表第4に掲げるものか。
- 9 タール色素は、医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令（昭和41年厚生省令第30号）第3条に掲げるものか。
- 10 抽出物（エキス等）の場合、抽出溶媒又は希釈溶媒の成分、分量を確認しているか。

*「化粧品基準」は本サイトの別メニューで見れます。

化粧品の成分については、製造販売業者の責任において、安全性を十分に確認した上で、配合の適否を判断することになっている。また、配合した成分及び製品の安全性に関する資料は、製造販売業者において、収集、作成及び保管しなければならない。

さらにオーガニック・コスメティックの場合は、有機JASの知識を活用してたどしいオーガニックの原材料であるか、加工に当たっても有機JASレベルでの製造を考慮しているか、を判断しなくてはならない。

健康被害の危険性がある化粧品原料の一例】

種別	配合目的	物質名	同様の働きをする安全性の高い成分
合成界面活性剤	洗顔フォーム、クレンジング、シャンプーなどの洗浄成分として クリーム、乳液、美容液の乳化剤として 歯磨き粉の発泡剤として	ココイルグルタミン酸Na ラウリル硝酸Na パレス クオタニウム ポリソルベート PEG	石鹼素地 カリ石鹼素地 オレイン酸K(またはNa) パルミチン酸K(またはNa) ヤシ油脂肪酸K(またはNa) レシチン
合成防腐剤	製品の劣化を防ぐため	パラベン(パラベン) 安息香酸Na フェノキシエタノール	ローズマリーエキス クマザサエキス グレープフルーツ種子エキス 天然ビタミンE ヒノキチオール
合成香料	香りをつけるため	アニスアルデヒド アエトール (通常は香料とのみ表記される)	エッセンシャルオイル (ローズマリー油、イランイラン油、ローズ油など。香料とのみ表記される場合もある)
合成着色料	色をつけて見た目を良くするため	赤色 号 黄色 号 青色 号	紅花 カルミン マイカ 酸化鉄